

5 福薬業発第 4 7 5 号
令和 6 年 2 月 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた
デジタル推進委員との連携強化について（依頼）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に薬局においては、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の推進についてご協力いただいておりますが、今般、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図るべく、薬局を対象としてデジタル推進委員の任命を推進したい旨、別添のとおり日本薬剤師会を通じてデジタル庁より協力依頼がありました。

任命希望者につきましては、デジタル庁が指定する動画を視聴後、下記フォームよりご入力いただきますようお願い申し上げます。

本会にてとりまとめ後、日本薬剤師会を通じてデジタル庁へ提出させていただき、後日デジタル庁より「デジタル推進委員認定ステッカー」が薬局に送付される予定です。

ご多忙とは存じますが、積極的なご協力を賜りたく、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

【デジタル推進委員 任命希望入力フォーム】

※令和 6 年 2 月 2 0 日（火）締切

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdEEIcnk30Yc2aHcWFzy_WQoYpq8CyePx3KYaylN_4kvJyD3Q/viewform

○デジタル庁が指定する動画等（※応募時に視聴が必要な動画）

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

要回答

日 薬 業 発 第 397 号
令和 6 年 1 月 26 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた デジタル推進委員との連携強化について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

デジタル庁では昨年より、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対して、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組を進めているところです。

既に薬局においてはマイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の推進についてご協力いただいておりますが、今般、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図るべく、薬局を対象としてデジタル推進委員の任命を推進したい旨、別添のとおり協力依頼がありました。

任命に際しては、以下 URL より動画を視聴ののち申請いただくことで、追ってデジタル庁よりデジタル推進委員認定ステッカーが薬局に送付されます（別添 1）。

既に薬局業務においては、マイナ保険証の活用や利用促進に取り組んでいただいていることから、通常のデジタル推進委員任命に関する要件・手続きとは異なり、簡略化されます（別添 2）。

つきましては、業務ご多忙の折恐れ入りますが、積極的なご協力を賜りたく、貴会会員の薬局を対象に、デジタル推進委員（薬剤師以外の従事者も可能です）の任命を希望する薬局の情報を 2 月 29 日（木）までに取りまとめていただきたいと存じますので、お願い申し上げます。

<別添>

1. マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたデジタル推進委員との連携強化について（依頼）（令和 6 年 1 月 22 日付け事務連絡、デジタル庁国民向けサービスグループデジタル推進委員担当）
2. デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ（薬局）
※日本薬剤師会作成 視聴動画のリンクを貼付済みですので Word ファイルをご確認・ご活用ください。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 22 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

デ ジ タ ル 庁
国民向けサービスグループ
デジタル推進委員担当

**マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた
デジタル推進委員との連携強化について（依頼）**

デジタル庁では、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対して、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組を進めてきております。

現在、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証の利用）促進に向けて、厚生労働省等の関係省庁とも連携しながら、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施しているところであり、その中で、デジタル推進委員のサポートによるカードリーダーを活用したデモ体験を進めております。

貴会におかれましても、既に薬局においてマイナ保険証の利用を進めているところと存じますが、デジタル推進委員の取組と連携強化により、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築するなど、薬局におけるマイナ保険証の利用促進の相乗効果を図りたいと考えております。（補足になりますが、本連携は、薬局においてスマートフォンの相談等に乗っていただくなど、一般的なデジタルサポートを直接の目的としているものではありません。）

つきましては、貴会に加入する薬局の管理薬剤師を中心にデジタル推進委員のご案内と任命希望者のとりまとめをお願いいたします。デジタル推進委員の任命は「デジタル庁が指定する動画等」の閲覧を要件としておりますので、閲覧いただいた任命希望者を、別紙1にとりまとめの上で、3月4日までにご提出をお願いします。

提出いただいた宛先に対し、デジタル庁より、別紙2の「デジタル推進委員滞在ステッカー」及びカードリーダーを活用した「薬局向け利用促進手順書」を送付させていただきます。

なお、今後、貴会の他、（一社）日本保険薬局協会及び（一社）日本チェーンドラッグストア協会宛てにも同様の依頼をさせていただきますが、複数の法人に所属される薬局におかれましては、貴会を通じてご提出いただけますようご案内をお願い致します。

○デジタル庁が指定する動画等（※応募時に視聴が必要な動画）

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

別紙1：デジタル推進委員応募様式

別紙2：デジタル推進委員滞在ステッカー

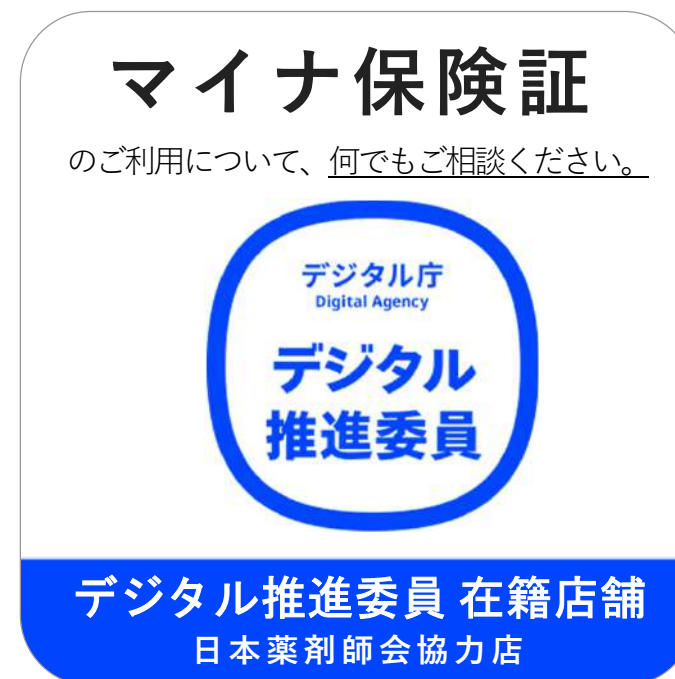
【問合せ先】

デジタル庁国民向けサービスグループ

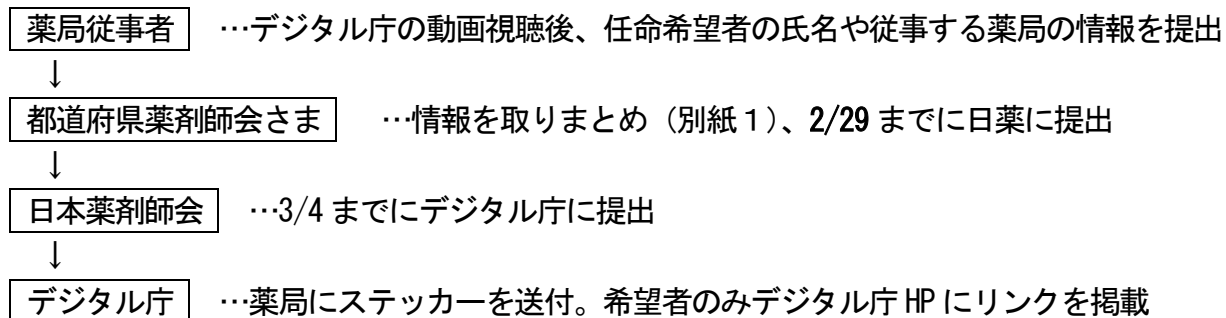
デジタル推進委員担当 川崎、森村

メール：support-digital-ps@digital.go.jp

【別紙 2】 デジタル推進委員ステッカー案



■デジタル推進委員に任命を希望する場合の流れ（薬局）



※後日（４月を目途）、デジタル庁から薬局にステッカーが送付されます。

※令和６年能登半島地震の状況を踏まえ、被災各県のうち石川県薬さまは個別にご相談させていただきます。新潟、富山、福井各県薬さまについてはご無理のない範囲でご検討ください。

■視聴いただく動画

https://www.digital.go.jp/policies/digital_promotion_staff_movie

上記ページの「１．マイナンバーカード・マイナポータルの利用方法」のうち、以下①～③の視聴をお願いいたします。

①デジタル活用支援推進事業【標準教材・動画】（総務省）

※上記リンク先の「応用８講座」のうち、「マイナンバーカードの申請方法」と「マイナポータルの活用方法」をご視聴ください。

②マイナ保険証の申込方法 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

③マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方 マイナンバーカードの健康保険証利用（デジタル庁）

■任命対象者

- ・薬局従事者が対象とされ、薬剤師以外の方でも申請が可能です。また、雇用形態は問いません。
- ・一薬局につき何名でも申請が可能ですが、個人宛任命状を送付することから、メールアドレスは一人につきひとつ入力してください。また、郵便番号・住所・電話番号は薬局のものをご入力ください。
- ・異動等により従事する薬局の情報が変わっても特段の変更手続きは不要ですが、当該薬局にデジタル推進委員が在籍しない場合にはステッカーの掲示は認められません。

■別紙１ 送付先（メール）

日本薬剤師会 業務部 医薬・保険課（星野、望月）

iyaku-hoken@nichiyaku.or.jp